

平成 22 年度

福島県環境審議会第 2 部会議事録

(平成 22 年 10 月 5 日)

1 日 時

平成22年10月5日(火)  
午前 10時00分 開会  
正午 閉会

2 場 所

杉妻会館3階 百合の間

3 議 事

- (1) 福島県水環境保全基本計画の改定について
- (2) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について
- (3) その他

4 出席委員

佐藤俊彦 佐藤幹雄 高荒智子 中井勝己 長林久夫 福島哲仁  
堀金洋子 和田佳代子 (以上8名)

5 欠席委員

稲森悠平 後藤忍 津金要雄 浜津三千雄 星サイ子 渡部チイ子  
(以上6名)

6 事務局出席職員

(生活環境総室)

佐藤 部参事兼生活環境総務課長

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長(環境保全担当)

猪狩 水・大気環境課長

遠藤 水・大気環境課主幹 ほか

7 議事内容

- (1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査
- (2) 長林議長(第2部会長)から、議事録署名人を高荒委員と佐藤幹雄委員にすることとされた。

(3) 議事(1)福島県水環境保全基本計画の改定について

◆資料1について事務局(猪狩水・大気環境課長)より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(佐藤俊彦委員)

確認であるが、9頁の地下水環境基準超過数の推移で平成11年度が調査実施地点数が157に対して超過数が4ということになっているが、12年度では半分以下の調査地点数において超過数が6ということで、これは基準を超過していないというところは除いて、汚染の可能性が高いところを調査したということによろしいか。

(猪狩水・大気環境課長)

概況調査の中にはローリング調査と言って、5年ごとに県内くまなく計画的に実施している調査と、ローリング調査で汚染が確認された地点について次年度以降に調査する継続監視調査がある。

継続監視調査では、前年度に引き続き調査するため、基準超過地点数は増えることから、この地下水環境基準超過数には含めていない。

ローリング調査は、いわゆる一般の環境地点であるため、11年度に対して12年度はこのような数字になっている。11年に対して12年のほうが検体数そのものが減っているが、これは事業計画を前年度に作成し、計画的に調査を行っており、11年度の時から調査数を減らしているということである。

(長林議長)

今、地下水の話があったが、資料1-4の2頁の水質環境基準の地下水であるが、平成7年99%で、平成21年が95%。これは硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がこの間に追加項目になったということだが、その他の項目でも地下水の汚濁汚染の状況が変わっているところがあればお示しいただきたい。

もう一点、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素のほうの調査は最近のもので何年間くらい実施しているのか。その傾向はどのように推移しているか。

(猪狩水・大気環境課長)

水質に対しての項目の追加については、平成11年度から先ほど説明した硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素項目が追加になっている。

(遠藤水・大気環境課主幹)

地下水の超過基準の状況であるが、平成21年度の継続監視調査結果から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については32点中21地点、それからこれ以外に、有機塩素化合物については147地点中18地点。基準超過の項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素と有機塩素化合物の2項目が主という形になってい

る。

これは地下水の調査を開始してからこの傾向には変わりはない。

(長林議長)

そうすると、32点中21地点で超過の傾向が見られたということか。

かなりの量である。

(福島委員)

福島県の小川がどうなっているのか、福島に来て日が浅いのでよくわからないが、以前は、川の治水とかいろいろな目的で、川をコンクリートで固めて蛇行している川をまっすぐにしたり、堰を作ったり、いろいろな形で人が川と親しむ、水辺と親しむということから遠ざけてしまったという反省があつて、一時、コンクリートを剥いで元の自然に近い小川に戻そうという動きがあつたが、現在、福島県内で子ども達が、実際に外で遊ばなくなってきたので、そういったものを作ったからといって小川で子ども達が遊ぶかという、違ったライフスタイルの問題もあるかと思う。福島県の考え方として、現在市内、あるいはいろいろな地域にある小川をどういったふうに人々の生活とか文化と結びつけて考えているのか。

例えば資料1-2に「ほんとの川」と書いてあるので元々あつた川をやっばり大事にしたいと、そういう話だと思うが、基本方針にかつてあつた「水を介した地域の交流と水文化の形成」というのが今回の案ではなくなっているというのが少し気になる。福島県の中で川を、あるいは川の水辺をどういうふうに市民の生活や文化とのつながりについて考えていくのか。

(長林議長)

今、川と人とのつながりという視点と、基本方針のところに触れていただいたので、例えば前の基本方針で入っていたものが今回の水環境基本保全計画の中では入っていないという点もあるので、その辺も含めてお答えいただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

平成9年に河川法が改正された。その際に環境汚染に関する事項も追加されていて、現在は堰以外の川底というのはコンクリート張りにするという事はなくなった。魚の生息の状況とか水質の状況、景観など9項目を考慮して河川に対する基本方針、それから計画が策定されたというふうに河川計画課のほうからは聞いている。今回の計画の中でも水辺の保全を加えており、当然今まで水から遠ざかっていくような状況にあつたが、本当の川を保全するのであれば、水辺地、親水ということを目指したような形での施策を作っていかななくてはならないと思っている。

資料の1-2の現計画と改定計画を御覧いただくと、基本理念のところはほぼ同じような形になっている。ただ今御指摘があつた基本方針の5番の「水を

介した地域の交流と水文化の形成」について、改定案でなくなっていることについては、この計画の中では中身的には基本方針の3と4に入れ込んで、中分類の中で組み込んでいくことを考えている。今回の計画は、基本方針7つに対して5つということで水質・水量・水生生物、それから水辺地といったことを、基本的な、いわゆる伝えなくてはならないものとして、4つの項目に着目した形で基本方針を要約した。水文化の形成というものが基本方針では文言的にはなくなっているが、中身には当然のことながら入ってくる。

(福島委員)

よく分かるが、具体的な基本方針の中に、結局水をきれいにするとか、水量を確保するとか、水をどうするという話はあるが、人々の生活のありかたをどうするかということがないので、前回のものには文化を形成したり交流とか、人々の生活の有り様も基本方針に入っていたのと比べ、何か技術的なものを中心になっているような印象を受けた。

(長林議長)

今、基本方針の中の問題についても触れていただいた。私も疑問に思っており、例えば資料の1-1になるが、先ほど冒頭説明いただいたように計画の位置づけの中で例えば土地・水調整課で策定している「うつくしま水プラン」それから「水との共生プラン」との関連をもとに、と書いてあるが、その中では水文化について十分に書かれているのか。水の基本計画ということなので、川と人との関わりなどは非常に重要な項目だ。そういうところがわかれば新たな観点から検討できる。

(猪狩水・大気環境課長)

「水を介した地域の交流と水文化の形成」という項目については、この計画だけでなく、「水との共生プラン」それから「うつくしま水プラン」でも同じように触れている。

例えば「水との共生プラン」になるが、具体的には「福島の水と人との関わり」ということで水環境の地域性、水の恩恵それから水循環の変化、水と人との良好な関係を保つというような形で具体的な中身について書いている。

(長林議長)

そうすると、現計画から改定計画に移る際に、その他の関連計画で書かれたものについてはこの計画では触れないで、福島委員が言ったように、ある程度技術的などところを中心に関わるようなところでまとめたという理解でよいか。

(猪狩水・大気環境課長)

確かに水文化は基本方針にはないが、それぞれの計画の、いわゆる狙いとするとところに含まれるものについては、他の関連計画と重複してもこの計画の中に挙げていく。

従って、例えば「水との共生プラン」についても、水質の保全については水の基本計画に十分に挙がっているが、やはりどの計画にとっても欠かせないものなので「うつくしま水プラン」等には当然載っている。

同様に、我々の計画でも文化や人との関わりなどが当然重要な要素になってくるので、中分類・小分類の中ではそういった内容も述べている。

具体的に言うと、資料1-3の3頁の(3)の「多様な水生生物の共生する水域及び水辺地の保全」における、多種多様な生物、この一番最後の項目になるが、多種多様な生物が生息し、人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され云々…のところなどは水と人との関わりのことについて述べている。更に次の4頁にある「県民、事業者等の自発的かつ連携した水環境保全活動の推進」では、三つ目の項目になるが、地域の水環境の保全に関する主体的な活動を支援していくとともに…などの書きぶりの中に残すような形にしてある。

(堀金委員)

今回の改定案について私たち県民がみる点は数値の目標だ。数値目標により、県の計画が達成されたというように具体的に目標値化されてきたというのはいいことだ。

だが、例えば資料1-4の(2)の後に県政世論調査の結果ということで、満足度が平成7年度から21年度まで5%の上昇であるが、実割合は50%にも満たないという厳しい評価ではないか。

評価の裏側に基本方針の中に1, 2, 3, 4、この4番目に課題の一番大きなものがある。例えば生活排水の汚濁とか、工業用水の水質汚濁、そうするとここで県民とのズレがあるのではないかなということだ。

この指針の目標はこれから4年間だが、30年後を見通しながらの骨子案になるかと思う。そうしたときに基本方針に例えば「清らかで安全な水質を保全する」ために県民の意識をどうするのか、具体的に事業者、市町村向けの対応というのがある程度見えてこないか、またこれがずっと世論調査をしても冷ややかな反応となり、この目標達成はまだ伸びていないということになる。自分自身の足下をいかにして固めるかである。成果は県民の答えに現れると思うのでその点への関わり方、対応の仕方がある程度これから考えて欲しい。

平成8年度に第1回目の計画が策定されて、これから10年後、30年後と見通したときに、県としてもより具体的に指針を出して、だからこういうふうになっていきましたと投げかけて、市町村に対する働きかけというのがより具体的に見えてくるような骨子案であってもいいのではないか。具体的に一歩足を踏み込んで計画を改定していただきたい。生活排水なんて県民の意識だと思う。垂れ流している。川も汚れ放題である。私は、南会津ばかりではないと

思うが、田舎の方で、その意識が高まらなければこういう計画は絵に描いた餅だと思うので、そういう具体的な市町村との連携のあり方などをどこかに挙げておく必要があるのではないか。

(猪狩水・大気環境課長)

ただ今の御指摘はごもつともだと思っている、先ほどいわゆる水質目標としての生活環境項目とか地下水の項目とかそういった項目についてお話したが、その他に今の資料の1-3の5頁を御覧いただくと、施策の数値目標があるが、それを新たに決める予定である。今回提示できなかったが、今回はこういったものについてもそれぞれ数値を入れて、委員から御指摘があった項目も含めて、こういったものを数値化できるのか、水に対する親しみやすさについて現在こうだとすると将来これくらいにしないといけないなどというものを資料としてより細かく考えていきたい。

(堀金委員)

昨日新聞を見ていたら、県で6河川の水環境改善のために地域住民と一体となって水環境保全に取り組むと言うことで、大変すばらしい計画が出されたなと思って読んだ。

水環境の改善に関する県の取組みが報道されたものか、それとも住民からの要望で報道されたものか。

(猪狩水・大気環境課長)

資料1-1で関連計画というものを先ほどお話したが、その中の「うつくしま水との共生プラン」を所管している土地・水調整課において、それぞれ流域単位で、例えばいわきであれば夏井川について、その上下流間で連携ができれば等の働きかけをしている。

例えば猪苗代湖についても、水質を良くするためにはこの地域住民の中で連携を図るということで実施しているものだが、こういった意味では上下流の営みの中での連携ということで担当部は違うが、我々も連携して水質保全をしていかなければならない。二つの部が連携しながら水環境保全活動に取り組んでいきたいと考えている。新聞に掲載された記事は企画調整部の「水との共生プラン」のことである。

(堀金委員)

具体的に動いている姿があると、県の行政の仕事というのは我々県民にはつきりとかいうことなんだなと、部が違って取組みはすばらしいことだなと思って読んだ。是非環境でも取り組んでいただきたい。

今、川は荒れている。ヨシだらけで、学校も、大腸菌群のことが心配されるため子どもが遊ぶことを禁止する状態である。具体的に現場の声を吸い上げて何をするのかを示していただきたい。

(高松次長)

今の堀金委員からの意見についても、市町村との連携だとか、現場の声をどういうふうにしてお聞きするのかとのことと思う。

例えば10頁を見ていただくと、まだ今回は詳しくお示ししていないが、中分類の後に小分類ということで施策のイメージに近い形での項目が書いてある。更にこの後いわゆる具体的に何とか何とかな事業という具体的な事業がでてくるが、このどれ一つを取っても市町村の協力なしに、あるいは県民の協力なしに推進できるものはない。

例えば、生活排水対策の推進で下水道の整備になったときに、これは市町村の力なくしてできない。こういったところで具体的に市町村との連携、または地域住民との連携ということをもう少し目に見える形でお示ししていきたい。

(長林議長)

詳細な検討項目はまだまだこの後出てくると思うので、基本方針に関わるようなこと、前計画と今回の改定案のところ、文面等を見た中で、どこか抜け落ちているというような視点等があれば御意見いただきたい。

(中井委員)

質問であるが、資料1-4で平成7年と21年の比較があって資料1-4の1頁の一番下のところの公共用水域の生活環境項目のところ、全体の数字だけ見ると7年から21年に75%から90%ということで達成率が上がっているが、内訳を見るとやはり非常に気になるのが、湖沼の達成率についてのもう一つの資料で、折れ線グラフ、資料1-3の7頁にCODの推移ということで年度ごとの数字がでている。海域については一見、誤解を生むのではないかと思うが、だいたい90%以上で推移して行って、たまたま21年度がくっと下がって76%となっているが、この両方を見れば誤解はない。よって海域はいいとしても、他方、湖沼については、83%が66%に下がっており、一方で年度ごとの推移を見ても、やはり上昇ではなくてどちらかということと達成率が下降してきている状況にある。

この点については以前審議会でもやりとりがあったと思うが、再度、数値が66%に下がっていることについて、これには特定の湖沼が大きく影響しているのかどうか。もし猪苗代湖周辺であればこれは別の検討になるのではないか。つまり猪苗代湖・裏磐梯の水環境保全推進計画の改定も予定されているので、そちらで対応が可能なのかなという気もするが、もし猪苗代湖以外の他の湖沼でもかなりCODの達成率が下がってきているところがあるということであれば、やはり、全体の数字だけ見ると河川は順調に来ているんだけど、湖沼の達成率の悪さについて、今回の基本計画の改定にあたっての特出しというか、重点施策といった形で基本方針なり何らかのところ書き込む必要

がある気がする。そういう意味で66%の中身について教えて頂ければと思う。  
(猪狩水・大気環境課長)

今年の7月29日に公共用水域の水質測定結果を公表している。その中で、委員の方々にはその時点でお配りしているが、環境基準を平成21年度で超えていたのは尾瀬沼・秋元湖・雄国沼・東山ダム・千五沢ダム。県内の湖沼は御承知のとおり全てA類型ということで、A類型はCODが3mg/Lだが、尾瀬沼が4.5mg/L、秋元湖が3.4mg/L、雄国沼が5.2mg/L、東山ダムが3.3mg/L、千五沢ダムが5.6mg/Lである。

これらについて県も公表する時にどういった要因でこのような数値になっているのか、水質が悪化しているのか調べた。

人為的な発生源というと千五沢ダムは、流域に養豚場や生活系汚濁があるが、それ以外のところはそうではない。自然系よっての汚濁と見ているが、いずれにしても今のよう形で5湖沼のうち4湖沼は自然系による汚濁、もう一つは自然系プラス人為的な汚濁が要因となっており、17年度から21年度を見ると秋元湖が一回環境基準をクリアしているが、その他の4つの湖沼は毎年環境基準を超過している。

従って、中井委員御指摘のように、こういった湖沼については特に水質的になかなか環境基準を達成できないということもあり、何らかの書き込みというのは必要になってくるというのはあるが、ある面では自然系の汚濁ということで具体的な対策がどうしても難しい。

(中井委員)

それでは自然系の汚濁という場合、猪苗代湖の例の大腸菌群もそうであるが、人為的にそこを改善するというような手立ては全くないのかどうか。7頁のグラフの下のところでも荒廃が懸念される水源地域については間伐などの森林整備が必要だといったような記述もある。

自然系のところでどういう手立てが可能なのか可能でないのか、もし可能でないということであれば、そこでの数値目標というものを設定する場合でも、かなり慎重に行う必要があるというか、なすすべがなく、どんどん水質が悪化していくというような捉えかたをせざるを得ないのか、時間とお金をかければ、何らかの手を打って現状維持あるいは改善できる方策があるのか、そのあたりも教えていただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

自然系の汚濁負荷を下げるのはかなり難しい面もあると思うが、この方策として、荒廃が懸念されている水源地域について、先ほどあったように猪苗代湖の推進計画の中に何らかの施策が必要だということで盛り込んでいく。具体的に、猪苗代湖などについてはCODの環境基準が3mg/Lに対し、現在の水質は

1. 0 mg/L ではあるが、だんだん悪化するという傾向からして、様々な汚濁負荷原因を削減して行かなくてはならない。その一環として自然系の中での森林の保全についても考えていかななくてはならない。

それ以外の地域の場合だと、例えば尾瀬沼等の場合は、国立公園内であり、国立公園の自然体系を変えることは不可能であるが、それ以外の、基準を超えていた秋元湖や雄国沼、この沼においてもその周辺は雄国山とかその他の山で囲まれているので、雄国沼に流入するものについてどうするというのは難しい面もあると思うが、一方では人工林などによって土砂が流出するとかあるいは針葉樹林のように十分保水力がないために水量が不足するとか、色々要因はある。その要因についても、森林関係の部局とも協議しながらどのような形で書き込めるのか、検討していきたい。

(中井委員)

要望として、閉鎖性水域のところは特に一旦汚濁が進行するとなかなか食い止められないということで猪苗代湖の条例をつくったときも未然防止を非常に強調された経緯がある。どういう形になるのか、今回の計画の基本方針なのかあるいはもう少し下のレベルなのか分からないが、湖沼の部分の扱いについてもう少し明確になるような記述を是非して欲しい。

(高松次長)

今、中井委員から御指摘があった点はごもっともだと思うが、特に今、象徴的にあらわしているのは猪苗代湖である。福島県では本気で、今までも本気だったが、今まで以上に腰を据えて取り組まなければならないということで、他の湖沼もあるが、まずは猪苗代湖の水質改善に向けて手間暇をかけると、お金をかけるとどうなのか、というお話があったが、そういった点も踏まえて、予算的な意味合いもあるので明確には言い切れないが、現在、来年度に向けて考えているところである。それは恐らく猪苗代湖の保全推進計画の方に何らかの形で入ってくると思う。今審議いただいている水環境保全計画は県全体を対象とするものであるため、こちらまで言及できるかどうか、踏み込んでここまで書けるかどうか自信がないので、猪苗代湖の計画の方で、それから今現在本気で考えているということで御理解いただけないかと思う。

(長林議長)

一つ提案だが、例えば先ほど課長が言われたが、関連する項目に対する周辺整備のような施策を進めていくというけれども、それは目標も方向も出てこない話である。そうしたら、こういう自然汚濁に対する原因を究明していくんだという姿勢を持ちながら、例えば、県と大学それから市町村が一体となって究明して、これに対する対応策をこの4年間で考えましようとか、そういう方向性を出すことは可能ではないか。

見通しのある方向性を出さないとならない。たくさん方策がある中で全部それを抑えていけばこういう自然汚濁は未然に防げるのかという見通しも立っていない。是非このような観点も計画の中に含めていただけると新たな方向性が出てくると思うので検討いただければと思う。

その他意見あればどうぞ。

(和田委員)

今までのお話を伺って思ったが、私は、前の基本理念・基本方針と比べて新しい基本計画の骨子案を見ると、基本方針の部分で非常に表現が硬い印象を受けた。先ほど福島委員も言っていたが、水に親しむ視点というものが、特にこの中から読み取れない部分もあるし、前の基本方針のように誰が読んでもすんなり入ってこれるような形でなんとか表現できないか。どうも新しい基本計画案が非常に表現が難しくなっているのではないかと思った。言っていることは分かるが、何とか表現が柔らかくならないものか。

(佐藤幹雄委員)

水というのは物を溶かすような性質がある。何でもかんでもどんどん溶かすので、それが集まった湖なんていうものはきれいになるはずはなく、自然の中にいろんな物が溢れている物質循環の中で溜まったものが最後に水に集まっている。

福島大学で毎日雨量などを計測しているが、今降ってくる雨がここではpH4である。雨のpHなどは福島県がいくら頑張っても調整できないし、世界的な流れで決まってくるため、地球全体の物質循環の中で福島も影響を受けているので、例えば小分類の中で色々な施策が書いてあるが、この程度の施策を並べても目標には達成しないだろうと思う。汚れた水をきれいにするのは非常に難しい。うんとお金をかければそれはきれいになるが、そんなお金を払える県はないと思うので、自然の中で物質循環を変えるというような形できれいにしていくことを考えたら時間も何百年もかかってしまう。

目標とする数値というものが国の基準として決められたから落ちてきたのだろうけれども、具体的な猪苗代湖とか秋元湖とかそういうところで達成するにはどうするのか、もう少し詳しい検討というものがないと結局目標は達成できないのではないか。あるいは一年くらい達成しても次の年が駄目だとかいう風に、本質的に達成できないと思う。

先ほど伊南川のお話も少しでてきたが、私は伊南川にも20年位前からずつと行っているが、特に最近はヨシやアシが生えてきて、水辺になかなか行けなくなってしまった。

阿武隈川では、子どもの頃は透明な水がとうとうと流れていたが、今は県境のほうの岸辺に行くと臭くてたまらないくらいの水になっており、これはなか

なか変えられない。

目標を達成するために色々工夫するのはとても大事なことだが、それは現実的にどうやっていくのかをもう少し工夫していかないと、ただ数値を追いかけるだけの施策になってしまう。

(高荒委員)

今と同じ意見かもしれないが、先ほどの環境水質測定目標達成の頁を見ると、湖沼に関しては基準達成が低い、海域に関してはあまり問題ではなく、基準達成が高いのではないかというお話があったが、世論調査の結果を見ると海や河川・湖沼などの水のきれいさを見ると、意見は40%程度と低い値になってきたという報告があった。

先ほど紹介のあった基本理念や基本方針などが、湖沼や河川を中心とした考え方が主で、内陸側に対しての対応に力を入れていくのかなと、それが県の方針なのかなという印象を受けた。

市民レベルで見ると直面する問題というのはごみが散らばっているとかであり、海に関しての項目も入れていただきたい。この基本方針の中に海洋に関しては海辺や砂浜などへの対応をどのようにして関連付けられるのか。また、具体的にどのように市民レベルの意見を高めていくのか。

(猪狩水・大気環境課長)

海辺ということで、海も依然として汚いというイメージがある。確かに環境基準点というのはかなり岸辺から離れた所で測っているので、21年度は達成率は悪かったが、きれいな水質ではある。ただ実際市民レベルで考えると、当然海水浴とか海岸を散歩していると、ごみの多さや汚さを感じる。この基本計画の中では海岸などの問題も考えていかななくてはならない。

基本方針の3番の「多様な水生生物の共生する水域や水辺地の保全」、いわゆる水辺地の保全の中には河川・湖沼だけではなくて海岸も含めた上での保全というものを考えていく。あるいは御指摘のように散乱ごみが多いといったことも含めた上で施策の中分類・小分類のところを検討させていただきたい。

(高荒委員)

数値だけが先ほど来いくつも出ているが、数値だけを追っていくのではなくて、生物の多様性などの面で具体的な対応がなされていくとよいと思う。

(猪狩・水大気環境課長)

ただ今の指標については、具体的に中分類のところ盛り込んでいきたいと思っている。

それから和田委員、福島委員からお話があったように基本方針のところについても、少し硬いとか分かりにくいとか、水辺地がないとか、文化がないなどのお話もあったが、これはあくまでも事務局原案なので、こういったものがい

いのか、もう一度検討し、次回再度お示しした上で、更に素案ということで臨んでいきたい。

(長林議長)

課長の意見のように、この基本計画の総説のところ書き込みをすると良い。改定の趣旨・計画の性格のあたりに今の意見をうまく網羅し、どういうふうなもので何をするのだということを書き込めばある程度位置付けが明確になるかと思う。

それから、やはり和田委員が言われたように方針の表現が非常に硬くて人とのつながりがどうも見えてこないというご意見もあったので是非この辺も正して県民が理解しやすい計画にしてほしいという点と、市民レベルの目線というお話、堀金委員から出された県民意識の改善、県民意識という視点も強く入れてほしいという意見など、貴重な意見を基に次回提案をお願いする。

この水環境の保全基本計画の改訂だが、今日が第一回の第2部会であり次回の第2部会で続けて審議するという、それまでにまた原案の骨子を含めて提案いただくということで、委員の先生方よろしいか。

(各委員)

異議無し。

(長林議長)

本議案については以上で審議を終了する。

#### (4) 議事(2)水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

◆資料2に基づき事務局(猪狩水・大気環境課長)より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(高荒委員)

低温域と高温域はどのくらいで比較しているのか教えていただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

冷水性のイワナが生息するのに適しているのが15℃以下。温水性のうなぎに適しているのが10～32℃。冷水性の目安となっているのは平均水温15℃、最高水温で23℃である。この環境基準を設定するときに審議された国の中央環境審議会議事録や環境省の担当者に確認した内容である。

(高荒委員)

この分類の仕方は、例えば水温が高温であっても、冷水性の生物が生息すれば生物Aに分類しているということか。生息する生物を重視して分類しているということか。

(猪狩水・大気環境課長)

そのとおりである。冷水性の魚が生息するのであれば、生物Aに指定する。水域によっては水温が高い場合があるが、イワナやヤマメが生息するのであれば生物Aと指定することになる。

(福島委員)

どのような場合に、生物特Aに分類するのかよく分からない。産卵場が水域のところどころで確認できるが、特に重要ではないため、生物特Aではなく生物Aに指定したと聞こえる。例えば、産卵場が水域全体のどの程度占めると、特Aに分類するという基準はあるのか。

(猪狩課長)

資料2-3の10頁をご覧いただきたい。全国の水生生物の類型指定の状況は、特Aと特Bの指定をしたのは新潟県と環境省である。具体的には、新潟県では三面川を特Aに指定しており、環境省では荒川を特B、琵琶湖を特B、東京湾を特Aに指定している。

また、特別域の指定の考え方については、水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている水域や保護水面に指定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域等に該当する水域となる。これらの要件に照らし合わせた結果、今回検討した水域では特別域は設定しないと判断した。

(福島委員)

そういった考え方は分かるが、特Aに指定する際には、産卵場が全体のどの程度占めているのか明確に把握する必要があると思う。

(猪狩水・大気環境課長)

特別域指定の考え方の中で大きく寄与するのは、水産資源法に基づき保護水面に指定された水域である。現在、特Aが指定されている三面川においては、保護水面ということで指定されている。本県においても同様に考え、保護水面の指定がなされていないため、特別域は設定しないこととした。

(堀金委員)

只見川は、ダムが多く、見た目が非常に汚い。このような状況では生物Aに指定するのはおかしいと思う。既存資料や現地調査等の結果を見ると、ブラックバス等の外来魚の記載はないが、本当に生息していないのか。

(猪狩水・大気環境課長)

現地調査では、ブラックバス等若干確認されている。

(長林議長)

恐らく堀金委員は、どういう基準で類型指定するのかという判断基準を聞きたいのだと思う。資料2-3の4頁の処理基準に、類型を指定するときの考え

方が書いてある。例えば4)には、将来の水質の水生生物の生息の状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的と水生生物の保全を図ることが重要であると判断されている場合には優先して類型するように記載してある。現状では多少水質がよくななくても、この水域は重要であるので今後とも保全していくということであると思う。そういった意味では、少し高い基準でもそれを指定して将来的に保全していくという判断は成り立つと思う。もう一つは、特Aにするのか特Bにするのかという判断があると思うが、事務局、この考え方で間違いないか。

(猪狩水・大気環境課長)

部会長の説明のとおりである。

平成15年に水生生物に係る環境基準が追加された。具体的には、水生生物の保全に係る水質環境基準は生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として環境基準を設定して、有用な水生生物、その水質を保全するといった目的である。只見川は、若干水質がよくないが、生息環境を保全するという目的から生物Aに指定することとしたい。

(長林議長)

仮に現状にそぐわない状況が発生した場合、県としてどのような対応を考えているか。

(猪狩水・大気環境課長)

環境基準の見直しということになる。類型指定をした後も、水質や魚類の生息状況等が変わればその時点で見直ししていくこととなる。

これまでも環境審議会の中で御審議いただいているが、水質が改善されてきたため、生活環境項目のB類型に定められている水域をA類型に見直している。またその逆に、水質が悪化した場合は類型を下げるといった見直しもあると思う。

(長林議長)

全体としては御提案の全ての河川、湖沼において、生物Aの指定ということであるが、妥当と判断してよろしいか。

特に反対する意見が無いので、事務局案で御承認いただくことでよろしいか。

(各委員)

異議無し。

(長林議長)

異議が無いようなので、本日の第2部会の審議内容を次回の全体会で報告し、最終的な審議をしたい。

(5) その他

委員からは特になかった。

事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より、今後の審議日程について説明がなされた。

以上で議事を終了した。

(6) 閉会（司会） 高橋生活環境総務課主任主査